

● 移動営業車システム入力方法（許可申請）

【ヘルプデスク（TEL：080-4953-0566 Mail：TDEN-fas-helpdesk@ml.toshiba.co.jp）】

1 ログイン後のメニュー画面で、許可の申請をクリックしてください。

ひと、暮らし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

### 食品衛生申請等システム

The Food business Application System  
for licenses, export certificates and report of food recalls.

**営業許可・届出**

- 営業許可の申請
- 営業の届出
- 地位承継届の届出

**食品リコール**

- リコール情報の届出

**メニュー**

「食品衛生申請等システム」に開始に伴い、ネットで申請・届出ができるよう  
2020年7月20日から「食品衛生申請等システム」の運用が始まりました。  
これにより、今まで営業所を所管する保健所の窓口で手続きをする必要があった  
営業許可等の手続きの効率化が図れますので、皆さま、ぜひご活用ください（※）

※ これまでの窓口への申請・届出も引き続き行うことは可能です。  
※ 全国一律の営業届のタイミングについては、システムのお知らせ機能でご連絡  
※ 営業許可申請等（変更届、承継届、廃業届含む）については、2021年6月が

お知らせ

2 下へスクロールし、新規申請をクリックしてください。

登録済みの営業施設の営業申請を行う場合はこちらから選択してください  
新規営業施設

発行済営業施設

名称、屋号又は高号 郵便番号 所在地

申請中の営業許可証が一覧されます。新たに手続きを行う場合は新規申請を行ってください。

3 許可営業施設登録画面の営業施設情報等を入力してください。

**※ 営業所所在地の入力方法に注意してください！**

申請者の所在地を管轄する保健所（県外の申請者の場合は主たる営業地を管轄する保健所）に許可申請をしてください。どの保健所に申請しても、県内一円で使用できる許可が出ます。

**【申請する保健所別の営業所所在地の入力内容】**

申請する保健所	郵便番号	都道府県	市区町村	町域	番地等 マンション名等
佐久	入力不要	長野県	佐久市	半角又は全角 スペース	入力不要
上田	入力不要	長野県	上田市	半角又は全角 スペース	入力不要
諏訪	入力不要	長野県	諏訪市	半角又は全角 スペース	入力不要
伊那	入力不要	長野県	伊那市	半角又は全角 スペース	入力不要
飯田	入力不要	長野県	飯田市	半角又は全角 スペース	入力不要
木曾	入力不要	長野県	木曾郡 木曾町	半角又は全角 スペース	入力不要
松本	入力不要	長野県	塩尻市	半角又は全角 スペース	入力不要
大町	入力不要	長野県	大町市	半角又は全角 スペース	入力不要
長野	入力不要	長野県	須坂市	半角又は全角 スペース	入力不要
北信	入力不要	長野県	飯山市	半角又は全角 スペース	入力不要

【参考：保健所の管轄する市町村一覧】

保健所	管轄区域
佐久保健所	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町
上田保健所	上田市、東御市、長和町、青木村
諏訪保健所	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
伊那保健所	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村
飯田保健所	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
木曾保健所	上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村
松本保健所	塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
大町保健所	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
長野保健所	須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村
北信保健所	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
長野市保健所	長野市
松本市保健所	松本市

自動車登録番号を入力してください。

電子メールアドレス	
営業車の自動車登録番号	
主として取り扱う食品又は添加物	未選択 <input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="クリア"/>
主として取り扱う食品又は添加物 (自由記載)	
業態	
法第55条第2項各号のいずれかに該当することの有無	未選択
法第55条第2項各号のいずれかに該当する場合の内容	未選択
自動販売機の型番	
施設の構造及び設備を示す図面	事業譲渡以外の場合、必須項目です。
営業を譲り受けたことを証する書面等	事業譲渡の場合、必須項目です。ファイル登録メニューから登録してください。
使用水の種類	未選択

主として取り扱う食品又は添加物はここをクリックしてください。

② 検索をクリックしてください。

日本標準商品分類の選択

総務省で刊行されている日本標準商品分類から、該当する食品等の一般名称を選択して下さい。

検索条件

大分類

名称

商品コードと名称

コード	名称
<input type="button" value="選択"/> 72414	その他の食料品 香辛料 カレー粉
<input type="button" value="選択"/> 75172	その他の食料品 調味料及びスープ 調味料関連製品 カレールウ
<input type="button" value="選択"/> 753143	調理食品 調理冷凍食品 肉及び卵の調理... カレー
<input type="button" value="選択"/> 753301	レトルト/パウチ... カレー及びひヤシ
<input type="button" value="選択"/> 753915	その他の調理食品 煮物類 カレー
<input type="button" value="選択"/> 7590632	天然香料基原体... カレー

① 大分類を選択または名称に取り扱う食品名を入力してください

③ 該当する食品を選択してください。

電子メールアドレス	
営業車の自動車登録番号	
主として取り扱う食品又は添加物	未選択 <span>選択</span> <span>クリア</span>
主として取り扱う食品又は添加物 (自由記載)	
業態	
法第55条第2項各号のいずれかに該当することの有無	未選択
法第55条第2項各号のいずれかに該当する場合の内容	未選択
自動販売機の型番	
施設の構造及び設備を示す図面	事業譲渡以外の場
営業を譲り受けたことを証する書面等	事業譲渡の場合、必須項目です。ファイル登録ボタンから登録してください。
使用水の種類	未選択

業態に移動営業車と入力してください。

申請者(法人にあっては、その業務を行う役員を含む。)が以下に該当しない場合は「無」を選択してください。

- ①食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者。
- ②食品衛生法第59条から61条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者。

業態	
法第55条第2項各号のいずれかに該当することの有無	無
法第55条第2項各号のいずれかに該当する場合の内容	未選択
自動販売機の型番	
施設の構造及び設備を示す図面	事業譲渡以外の場合、必須項目
営業を譲り受けたことを証する書面等	事業譲渡の場合、必須項目です
使用水の種類	飲用に適する水
水質検査の結果	④飲用に適する水を選択した場合、ファイル登録ボタンから登録し

使用する水の種類を選択してください。  
※「飲用に適する水」を選択した場合は、ファイル登録で水質検査成績書の写しを添付してください。

+	申請区分	営業の種類	廃業年月日

営業種類の説明

食品衛生責任者の情報

責任者氏名

+をクリックしてください。

営業の種類の説明を確認したい場合はクリックしてください。

営業の種類/許可情報

+ -	申請区分	営業の種類
<input type="checkbox"/>	新規	① 飲食店営業

飲食店営業または魚介類販売業を選択してください。

営業種類の説明

**①食品衛生責任者の資格を持つ者がいる場合**

・食品衛生責任者の氏名、フリガナ、該当する資格を入力してください。  
(ファイル登録で資格証の写しを添付していただく必要もあります。添付の方法は8ページをご確認ください)

**②食品衛生責任者の資格を持つ者がいない場合**

・責任者氏名は「不在」、フリガナは「フザイ」を入力し、資格は「⑩知事等が行う講習会又は知事等が適正と認める講習会受講者」を選択し、受講した講習会、資格取得年月日等は「資格取得予定」と入力してください。

食品衛生責任者又は食品衛生管理者の情報

責任者氏名	飲食 太郎
フリガナ	インシヨクタロウ
資格	③調理師
受講した講習会、資格取得年月日等	
管理者氏名	
フリガナ	
資格	未選択
受講した講習会、資格取得年月日等	
食品等の指定	未選択

衛生管理情報

衛生管理計画	未選択
HACCPの取組	②HACCPの考え方を取り入れた衛生管理
輸出品取扱施設	未選択

施設情報

- 飲食店営業のうち簡易飲食店営業の施設
- 生食用食肉の加工又は調理を行う施設
- ふぐの処理を行う施設
- 指定成分等含有食品を取り扱う施設

②HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を選択してください。

**施設情報**

- 飲食店営業のうち簡易飲食店営業の施設
- 生食用食肉の加工又は調理を行う施設
- ふぐの処理を行う施設
- 指定成分等含有食品を取り扱う施設

選択不要です。

---

**営業施設ごとの個別基準**

営業施設ごとの個別基準 未確認

**営業施設基準**

開示情報確認

申請者氏名 ● 公開 ○ 非公開

申請者住所 ● 公開 ○ 非公開

**営業施設基準**

営業施設の基準を一覧しています。全ての項目に該非を設定して下さい。

**営業施設に共通する基準**

施設基準(特定基準)

一 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。	YES
二 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するため、作業区分に応じ、層仕切り等により必要な区画がされ、工程を跨おける食品等又は従業員の経路の設定、同一区画を異なる作業で交錯しない。なお、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は構	YES
三 施設の構造及び設備	不適用

①施設基準の適合について選択してください。

**営業施設ごとの個別基準**

営業の種類 施設基準(特定基準)

①飲食店営業 自動車で調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。  
(1) 簡易な営業にあっては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。  
水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。  
水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

②設定をクリックしてください。

**設定** 閉じる

- 生食用食肉の加工又は調理を行う施設
- ふぐの処理を行う施設
- 指定成分等含有食品を取り扱う施設

入力後は確認済になります。

**営業施設ごとの個別基準**

営業施設ごとの個別基準 確認済

**営業施設基準**

開示情報確認

申請者氏名 ● 公開 ○ 非公開

申請者住所 ● 公開 ○ 非公開

営業施設名称、屋号又は商号 ● 公開 ○ 非公開

営業施設所在地 ● 公開 ○ 非公開

営業施設連絡先 ● 公開 ○ 非公開

オープンデータとして公開を希望する場合は「公開」、希望しない場合は「非公開」を選択してください。

**ファイル登録** 確認 削除 戻る 一時保存

開示情報確認

申請者氏名	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
申請者住所	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
営業施設名称、屋号又は商号	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
営業施設所在地	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
営業施設連絡先	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開

**ファイル登録** 確認 削除 戻る 一時保存

履歴一覧

ファイル登録をクリックしてください。

許可営業施設登録 >> ファイル登録

営業許可の申請に必要なファイルを設定して下さい。  
ファイルの指定が完了後「設定」ボタンをクリックしてください。

施設の構造及び設備を示す図面	参照...	ファイルクリア
営業を譲り受けたことを証する書面等	参照...	ファイルクリア
水質検査の結果	参照...	ファイルクリア
資格証の写し	参照...	ファイルクリア
その他必要書類①	参照...	ファイルクリア
その他必要書類②	参照...	ファイルクリア
その他必要書類③	参照...	ファイルクリア
その他必要書類④	参照...	ファイルクリア
その他必要書類⑤	参照...	ファイルクリア
備考		

**設定**

①施設の図面を添付してください。

②飲用に適する水を使用する場合は、参照をクリックし、水質検査成績書の写しを添付してください。

③「資格証の写し」と記載してください。

④食品衛生責任者の資格証の写しを添付してください。

⑤給水と排水タンクの容量を入力してください。

⑥添付後に設定をクリックしてくだ

営業施設ごとの個別基準 確認済

営業施設基準

開示情報確認

申請者氏名	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
申請者住所	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
営業施設名称、屋号又は商号	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
営業施設所在地	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
営業施設連絡先	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開

**ファイル登録** 確認 削除 戻る 一時保存

履歴一覧

確認をクリックしてください。

- 4 許可営業施設登録 >> 確認画面で入力した内容を確認し、内容に問題がない場合は「登録」をクリックしてください。

The screenshot shows a web application interface for registration. At the top, there are checkboxes for 'ふくの処理を行う施設' and '指定成分等含有食品を取り扱う施設'. Below these is a '営業施設基準' button. The main section is titled 'その他提出資料' and contains a list of 'その他必要書類' (Other required documents) numbered 1 to 5, followed by a '備考' (Remarks) field. Below this is the '開示情報確認' (Disclosure information confirmation) section, which includes fields for '申請者氏名' (Applicant name) set to '公開' (Public), '申請者ID', '営業施設ID', and '営業施設連絡先'. At the bottom, there are two buttons: '登録' (Register) and '戻る' (Back). A red box highlights the '登録' button. A blue callout bubble points to it with the text '①登録をクリックしてください。' (Click the register button). Another blue callout bubble points to the 'OK' button in a 'Web ページからのメッセージ' (Message from the web page) dialog box with the text '②OKをクリックしてください。' (Click OK). The dialog box contains the question '登録しますか?' (Do you want to register?) and 'OK' and 'キャンセル' (Cancel) buttons. The 'OK' button is also highlighted with a red box.

- 5 許可営業施設登録 >> 完了画面で正常に登録されたことが確認できます。

The screenshot shows the completion screen for the registration process. The title is '許可営業施設登録 >> 完了' (Registration of permitted business facilities >> completed). A blue information icon is followed by the text '正常に登録しました。' (Registered normally). Below this, it says '営業施設情報の営業許可申請が完了しました。' (Business facility information registration application is complete) and '登録した営業施設情報の営業許可申請は、許可営業施設一覧から確認出来ます。' (The registration application for the registered business facility information can be confirmed from the list of permitted business facilities). A field for '整理番号' (Registration number) is shown with the value 'LIC20210000000424'. At the bottom, there is a '戻る' (Back) button.

- 6 保健所で申請の受付が完了すると、IDのメールアドレスにメール（営業許可申請受付通知）が届きます。

- 7 保健所による施設の現地調査で問題がないことが確認された後、IDのメールアドレスにメール（営業許可検査結果通知）が届きます。